

令和元年第2回臨時会

天栄村議会会議録

令和元年11月11日 開会

令和元年11月11日 閉会

天栄村議会

令和元年第2回天栄村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (11月11日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集挨拶	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
閉会の宣告	25

第 2 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和元年第2回天栄村議会臨時会

議事日程（第1号）

令和元年11月11日（月曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 村長議会招集挨拶
日程第 4 議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについて
日程第 5 議案第2号 令和元年度天栄村一般会計補正予算について
日程第 6 議案第3号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克	彦 君	6番	揚 妻 一	男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜	八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和	吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	教 育 長	久 保 直 紀 君
参 事 兼 総 務 課 長	揚 妻 浩 之 君	住 民 福 祉 課 長	熊 田 典 子 君
建 設 課 長	内 山 晴 路 君	学 校 教 育 課 長	櫻 井 幸 治 君

職務のため出席した者の職氏名

議事
事務局

会
長

小 山 富美夫

書 記 星

千 尋

書 記 大須賀 久 美

◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

本日は公私ともにご多忙のところ、令和元年第2回天栄村議会臨時会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和元年第2回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから令和元年第2回天栄村議会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

8番 熊 田 喜 八 君

9番 後 藤 修 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） おはようございます。

本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日午前9時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和元年天栄村議会第2回臨時会の

会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日11月11日1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君から報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎村長議会招集挨拶

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、村長議会招集挨拶。

村長より令和元年第2回天栄村議会臨時会招集の挨拶の発言の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日、ここに令和元年天栄村議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、先月の台風19号につきましては、東日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらしたところであります。

本村においても、道路や水路、農業施設、農地に多数の被害が発生しており、早期復旧に向けた取り組みに努めてまいります。

また、村内の親子3名が、郡山市において災害に巻き込まれ、お亡くなりになりました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、本日は、一般会計補正予算など議案3件についてご審議願うものでありますが、その大要をご説明申し上げます。

議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについてであります。天栄村学校給食センターの調理器具等の購入について、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号 令和元年度天栄村一般会計補正予算、議案第3号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、いずれも台風19号に伴う災害復旧費用を追加補正するものであります。

以上提案いたしますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶

拶といたします。

令和元年11月11日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで、村長の挨拶を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） おはようございます。

それでは、1ページをお開きください。

議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月11日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、取得する財産及び数量、天栄村学校給食センター調理器具等一式。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、977万7,460円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、88万8,860円。

4、契約の相手方、住所、福島県郡山市八山田4丁目94番地。

氏名、福島アイホー調理機株式会社。代表取締役、渡邊秀忠。

提案の理由についてご説明申し上げます。

本案につきましては、現在建設中の学校給食センターが来年度からの稼働を予定していることに伴いまして、稼働に必要な物品を一括購入し、財産の取得をしようとするものでございます。

議案説明資料1ページをお願いいたします。

1ページは、購入仮契約書でございます。

令和元年11月5日付で、福島アイホー調理機株式会社と仮契約をしたところでございます。

2ページをお願いいたします。

入札経過書でございます。令和元年11月1日に入札を実施、その経過書でございます。

次のページをお願いいたします。

3 ページが、入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。

4 ページが、今回購入する天栄村学校給食センター調理器具等の概要でございます。

購入物品につきましては、全110種類ございまして、説明資料には主な物品のみを掲載させていただきます。

主なものとしたしまして、食材の保存や運搬に使用するバット（角型二重食缶）、パン箱、調理で使用するデジタル中心温度計、攪拌調理用器具の大型へらを置くスパテラスタンド、麵用どんぶり、食器カゴなどで、規格、数量につきましては、記載のとおりでございます。

納入場所は、天栄村大字白子字西原地内（天栄村学校給食センター）。

納入期限は、令和2年3月13日。

購入金額、税込み977万7,460円でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この調理器具等一式というふうにあります。この主なもの、ざっと今見たんですけれども、これの、まあはっきり言って、約1,000万の予算というか見積もりで、これバットとかパン箱とか、ここにあるこの主なものの単価、これ一つ大体どのぐらいするのかということと、これらは調理器具というよりも、運搬というか何か、運搬用箱類とかっていう感じなんですけれども、調理器具という、例えば鍋釜とか調理に要する機械だと思っんですけれども、そちらは入っていないのかどうか。もっとこれ、具体的に一つ当たりの単価とか、まあ全部で110種類あるとかっていうふうな話ですけれども、もうちょっと具体的に説明いただけないと、これ、これだけで1,000万近くにはどういうふうな計算でなるのかなというふうに疑問がありますので、具体的な説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

それぞれの単価でございますが、資料の4ページのほうをご覧くださいと思います。上から申し上げます。

バットなんです。定価で2万8,000円します。パン箱は1万4,000円、中心温度計は2万7,000円、スパテラスタンドが4万6,000円。あと、どんぶりは1個の単価は安く960円なんです。数がございまして、相当な金額になります。食器カゴにつきましても3,900円ですが、数がありますので、そのような金額になります。

そのほか、パン箱も、これは1種類しかないんですが、サイズが違う食缶とかパン箱もあります。そちらのほうも含めると、金額が1,000万近くになるということでございます。

それから、調理用器具、鍋、釜というお話もありましたが、回転釜とか大型の冷蔵庫につきましては、建設費用のほうで一括で整備するような形になっておりまして、こちらのほうは本当に細々した調理用器具でございまして、その積み上げによるものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この一式の中の主なもの、2、4、6、6点、それで、今、単価いただいて、これだけで合計で幾らになりますか。

それで、よくわからないんですけれども、そんなに大した金額じゃないですよ。今言われただけで。それで、約970万、約1,000万ですけれども、そんなに金がさっていうか、なるんでしょうか。もっと具体的に知りたいんですけれども、これ、ほんの一部でしょう。恐らくこれ、単純に計算して、この、2、4、6種類だけで200万か、100万は超えるのかな、そんなものじゃないんですか。だから、ほかの残りの部分で結構、何百万であるんですけれども、それ見ないで、何か納得できないんですけれども。

〔「一覧でここで見たほうが早いと思うんだけど」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午前10時15分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時24分）

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お時間をいただきまして、ありがとうございました。

購入する物品、それから、それに伴う単価でございますが、ただいまお手元のほうに配付させていただきました一覧のとおりでございます。細いもので、最初から見ると、ざるとか同じ名称の物がありますが、規格が違うものですから、1つとカウントすると110種類というような感じになっております。

また、こちらのほうに掲載しております器具につきましては、現在使用しているもので使えるものについては引き続き使うんですが、年数がたっておりまして、変形したりしているものもございまして。そういったものは新たに購入して、今後の安心で安全な学校給食の提供に進めてまいるといような形で整備させていただきたいと思っておる次第でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今の説明で大体的にはわかったんですけども、今日の議題はこれ、財産の取得なんですけれども、私よくわからないんですけども、これ、全部出ているのって消耗品ですよ、ほぼ。それで、これを、この財産の取得というふうなことでやった理由というのがよくわからないんですけども、これ、例えば補正予算を組んでこういう備品を買うということもできるんじゃないかなと思うんですけども、これ、わざわざこの財産の取得ということで入札方式にしてやったわけというのは、どういうことなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

中には消耗品的なものもございますが、調理用器具ということで、一式で購入することによって少しでも単価がというか、購入金額が安価になればと思ひまして、このような形でさせていただいた次第でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） じゃ、これ一式でやる場合は財産取得ということになるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

一回に、この契約する1件当たりの予定価格が700万円を超える場合は議決案件になるということで、今回も予定価格が700万円を超しておりましたので、このような議案として上程をさせていただいているというところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 1件当たりということ、これ1件ということでまとめということ、というと、財産の取得になるということ、

それと、先ほど学校教育課長の話の中で、まとめて買ったほうが安くなるというような話だったんですけども、私、そんなに内容よくわかるわけじゃないんですけども、これ、1つ当たりの単価って安いんですかね。私は高いと思うんですけども。皿とかそういうのを見ると、年中100円ショップに行っているからかもわからないんですけども、これは本当に妥当な値段なんでしょうか。もう一度聞きますけれども。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

お配りした表の単価でございますが、こちらのほうは学校給食用の食器類とか、そちらのほうで掲載しております単価でございます、学校給食用食器につきましては、衛生面とか

にも配慮した食器でございますので、このような単価でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということは、一般にホームセンターとかで売っている、いわゆる箸立てとかざるとか、そういうものとは種類が違うということで理解していいんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

一般で言う、我々が使う食器類とは、また別なものと承知しております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この給食センターについては、建設費からかなりの予算を使って建設しているわけですが、それも、それほど補助金がなしに、ほとんどないと言っていい状態で、村の出費がかなりかさんでいるという状態の中で、たとえこの食器一つにしても、一式でやったほうが課長は安くなるとおっしゃいますが、私から見れば、非常に一つ一つが高いというふうに思います。やっぱり節約するところは節約しないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

一応、質問は以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第2号 令和元年度天栄村一般会計補正予算について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） 議案第2号 令和元年度天栄村一般会計補正予算について
ご説明申し上げます。

令和元年度天栄村一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,032万5,000円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ53億3,833万円とする。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、第2表 地方債補正による。

令和元年11月11日提出、天栄村長、添田勝幸。

5ページをお願いいたします。

まず、地方債の補正についてであります。

今回は、補助災害復旧事業分として7,440万円、小災害復旧事業分として6,750万円、合計
1億4,190万円を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、13款分担金及び負担金、1項分担金、2目農業費分担金、補正額495万円。農地災
害復旧費の分担金でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目土木費国庫負担金、補正額7,000万円。公共土木
施設災害復旧費の国庫負担金であります。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額562万5,000円。災害弔慰金の
県負担金であります。

2項県補助金、8目災害復旧費県補助金、補正額1億5,185万円。内訳でございますが、
農地農業用施設分が1億1,620万円、林業施設分が3,565万円であります。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1億600万円。

22款村債、1項村債、4目災害復旧事業債、補正額1億1,900万円。内訳でございますが、
1節の補助災害復旧事業につきましては、公共土木施設分が3,200万円、農地農林業施設分
が4,240万円の合計7,440万円であります。2節の小災害復旧事業につきましては、公共土木
施設分が1,800万円、農地分が2,810万円、農林施設分が2,140万円の、合計6,750万円であり
ます。

次のページをお願いいたします。

歳出、3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費、補正額750万円。災害弔慰金3名分であります。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農業施設費、補正額160万円。農業集落排水事業特別会計への繰出金であります。

2項林業費、2目林業振興費、補正額200万円。治山事業の測量設計委託料であります。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、補正額2億7,300万円。内訳でございますが、測量設計委託料が5,700万円、工事費が2億1,600万円あります。

2目林業施設災害復旧費、補正額4,960万円。内訳につきましては、測量設計費が880万円、工事請負費が4,080万円あります。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正額1億4,580万円。内訳でございますが、測量設計委託料が950万円、工事請負費が1億3,630万円あります。

4項その他、公共・公用施設災害復旧費、1目公共施設・公用施設災害復旧費、補正額77万円。天栄ホームの災害復旧工事費であります。

次のページをお願いいたします。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額5万5,000円。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） この事業の内容じゃなくて、ちょっと5ページの地方債補正の件のところなんですけど、ここにいつも利率、年4%以内ということが書いてございます。そして、前みたく、書きかえはできないということはなくなったと、今度は。ということを言われました。だから今、いつもこれ4%になっているんですが、以内ですが、通常はどのくらいで借りているんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ここ最近の利率ですと、1%に満たない利率で借入れをしております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） かなり安い金利で借りているということですから、まあ頑張っていると思いますが、ただそれだけ、そういう安い金利で借りているんだから、現状はね。4%と

書く自体がちょっと多過ぎじゃないですか。これもっと下げたっていいような気がするんですが、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、揚妻浩之君。

〔参事兼総務課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼総務課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

記載の利率につきましては、まさに現状に合わせた利率で書くべきであろうというふうに思っております。ただ、今年の当初予算の計上が4%でございましたので、今回は同じく4%という、当初予算に合わせた計上をさせていただいて、3月の補正の段階で、現状に合わせた利率に変更するというような手続でお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） やはり今、これ、4%というのは相当高い金利ですからね。やはり、これ以内ということであれば、幾ら安くてもいいんだろうと、まあ安いのはいいんですけども、ただ、あまりにも現実離れしたような金利を上げているから、やはり直すべきところは、途中でいいからやはり直すべきだと思うんですが、まあ今後、その辺よろしくわかるように説明してください。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 9ページ、11款の災害復旧費で、天栄ホーム災害復旧工事請負費って、77万、大きな金額ではないんですけども、どういう状態になったんですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

天栄ホームの西側の、のり面のほうが崩壊してしまったというような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 復旧工事で77万って大した金額ではないんですけども、のり面ってどういうふうなのり面なんですか。例えば私、一番心配しているのは、今年以上の大雨が降ったとき、土砂崩れなんかあるような状態ではないんですか。大丈夫なんですか、これ。のり面って、どの程度ののり面ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

増床した部分のほうの西側ののり面に当たりまして、建物とは離れておりまして、境目ののり面になっています。それで、横が4メートルぐらいで縦が1メートルぐらいの、吹きつけした部分が崩れちゃったというような状態でございます。土砂が流れ込んだというような状況ではございませんので、吹きつけした部分が落ちてしまったというような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） あの辺は、大水がうんと出るんですよね。雨が降ると、土砂が崩れる可能性が高い。例えば今、家が移動していないからあれですけども、もうちょっと大雨が降ったら家まで流されるんじゃないかというぐらい、すごいやんなんですよ。だから、77万ぐらいの工事費で、ビシッとして擁壁か何か作らなくて大丈夫なんですか。西側ですよ。西側だから、うちのほうから来ると役場寄りですよ。だから、それが、あの辺すごい水なんですよ。だから、例えば家ごと流されてきて、それまでには何か想定外では済まないことだし、もっと頑丈に擁壁をつくるなりなんかしないとまずいんじゃないですか。大丈夫なんですかね。建設課長、ここちょっと答えて。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も写真で見たんですが、これまでも高さが1メートルぐらいのところでも新しくつくったのり面が崩れるというのは、大雨のときには往々にしてあって、その対応策として、その水をどうはけ、水はけなんですよ。水の処理をきちんとすると。その処置については、ふとんかごで、これが積むことによって水はけがそこを通ってきますので、それ以上そこは崩れることがなくなりますので、ふとんかごというのが一番、これまでも災害の現場があっても、かごで積んで水の処理をいかにするかというようなことで改善をされていますので、高さが1メートル程度というのであれば、ふとんかごでやれる部分で、この金額で対応は十分だと私もそのように思っておりますので、そこまでの心配はないかと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 本当に今、どんな災害、1時間に50ミリなんか簡単に降る災害が多いものですから、私はその辺心配したんですけども、特養ですから、あの辺大分お年寄りが入っているものですから、その辺は、じゃ、大丈夫だということであれなんですよ。

じゃ、以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 8ページなんですけど、1目農業施設災害復旧費で、補正額が2億7,300万円、測量設計と工事費で上がっておりますけれども、この施設はどんなものが、どのくらいの数の内容ですか。説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、農地等の農業施設に関しましては、まず、ため池1件、水路1件、水田8件、他と水路に係るものが6件、頭首工に係るものが4件、農道が1件などということで、計上しております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） それだけではどうもわかりにくいから、農地の場合はどのような状態になったところに対して工事をするというような、もう少し詳細に説明をお願いしたい。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、被災を受けた部分、例えば頭首工でございますが、こういった部分に関しましては、護岸が被災を受けているというふうな場合であれば、護岸を含めて頭首工、取水口ですね、堰のほうの修繕を図っていくというふうな形になります。

また、農道につきましては、のり面が崩落した部分をまたもとの形のような形に戻すということで、以前と同じような活用ができるように復旧するというふうなことを考えております。

また、水路につきましては、水路ののり面等、こういった部分が洗掘されているというふうな事情もございますので、そういった部分の復旧と、また、水路が壊れているといった場合には、その復旧というふうな形で復旧をする予定でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今の説明で、水路とか農道の復旧の内容はわかりましたけれども、個人の農地が崩れているとか土砂が大量に入り込んだとか、そういう場合には、個人の持ち物ですよ、個人の農地に対しては、災害復旧として全部やってあげるんだか、あるいは、受益者がある程度持たなくてはならないんだか、その辺の説明をもう少しお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、農地の災害でございますが、まず、40万以上、この部分に関しましては、農地の災

害補助の対象となってまいります。また、13万円以上40万円未満のものにつきましては、起債の対象ということで、小災害というふうな形で、どちらも村のほうで実施していくというふうな考えでおります。失礼いたしました。また、13万から40万未満のものにつきましては、農家の方からの負担をいただきたいというふうに考えております。起債以外で2分の1ということで、13%程度が農家負担になってくるかと思っております。そうしますと、40万のうちの13%ということで、大体5万円程度の負担になるかと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

規模の大きな、今、建設課長から話がありましたように、40万以上というような大きな災害については、災害の起債のような対応で補助でやるというようなことで、今、進めております。

また、激甚災害というような指定を受けたものですから、13万以上40万未満、これに関しましては、起債を受けまして、なるべく利率のいいような起債を受けて、そのうちの大体26%が村なり受益者負担というようなことで、これまでも、東日本大震災のときには、受益者に半分負担というようなことで、全員協議会の中でも議員の皆様にはそういう説明をさせていただきましたが、なるべく農家の負担がなくというようなことで、いい起債を見つけたものですから、そのやつを借りて、その残り分、26%のうちの半分は農家の方々、受益者に持っていただけるような方向で今、進めておりますので、今後いろいろと量的な部分がありますので、なるべく負担のかからないような方法を見つけながら、1カ所当たりの見方になってきます。今ほど建設課長が言ったのは、最高でかかっても5万円ぐらいというようなお話でございますが、それは1カ所の災害でございますので、ご理解をいただければと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今、40万未満のお話をしたんですが、それより大きな規模の災害があった場合には、やはり受益者負担というものも発生するんですか。大きな災害の。崖崩れが大規模なところがあるんですよ。そこは当然、建設課でも確認していると思うんですが、そういうところに対しても受益者負担が26%云々というようなのが発生するんですか。それとも、全額、災害復旧費のほうでやってやるのか、その辺はどのようになっているんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 大きな災害につきましては、今、災害の査定を受けているところでございますので、その採択を受ければ、98%国のほうで見ていただけるというようなことでござ

ございますので、今のところ、村で考えているのは、受益者負担なしでそういうものはいくというようなことでおります。ただ、そこにやっぱり抜けてしまう部分があるものですから、そういったところも、なるべく負担のないような方向で進めていければというような思いでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今度の台風被害は、農家の方にとっても当然、工事をやらしてもらわなくちゃならないような場所もありますし、農地で作物が収穫できないというような方もあって、大変、農家の方にとっては大きな災害であったわけでございますので、村のほうでもそこら辺をお酌み取りいただきまして、ぜひ農家の方の救援策をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 前にも村長にもお話ししたと思うんですけども、今回、これには載っていないんですけども、災害復旧で児渡の墓地が崩れているとか、ああいう場合はどのような対応になるんですか、今度の災害で崩れた場合には。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

墓地に災害を受けたというような場合には、その共同墓地の中で、土地を、墓地を有している方々で復旧もしてきたというようなことが、これまでも村としては例がございます。今の時点では、村でそこに助成とか補助というような形でやれることが今のところではできない状況なので、ご理解をいただければというような思いでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そして、今回の激甚災害とかそういうのにも対応できないということなんですか。結局は、墓地公園の場合は、もうその檀家の人たちでやるべきのだって、村のほうには、そこには補助金なりそういうことはない、そういうふうに理解してよろしいんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） 今回の墓地の災害につきましては、激甚災害の指定も受けても、そのところが共同墓地というようなところで、例えばその下に道路が、村道が通っているとか水路があるというような場合には村での対応となるんですが、私も現地のほうもやっぱり確認をさせていただいて、その該当となるところが何もないというような状況なものですか

ら、区長さんにもお越しただいてお話をさせていただきました。なかなか村で対応できる、補助金が出せるような、今いろんな条例等、規則等見ても、今のところはやれないというような状況なものですから、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） ほかにございませんか。

1 番、北島正君。

○1 番（北島 正君） 熊田議員からもお話があったと思うんですが、共同墓地については、政教の分離がどうのこうのということで手を出せないという部分はあるんでしょうけれども、県内いろいろ調べますと、南相馬市あたりは、交付要綱等をつくって、実際、実施しているんですね、100分の70とか。あと、これ双葉町ですけれども、これもやっぱり要綱つくってやっているの、今すぐに補助出せということではなくて、しばらく地元は待ちますんで、そういうふうな、この際だから要綱をつくって対処するとか、そういう考えとしてはどうなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今ほど8番議員にも答弁したとおり、今の時点ではなかなかできないんですが、今後、この少子高齢化、人口減少社会が続く中で、集落等の維持等、大変厳しくなるというようなことで、私もそういう思いはあります。今後の状況を見ながら、あとはいろんな、前例等、他の市町村の前例を見ながら、そこは検討してまいりたいというような思いでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 1 番、北島正君。

○1 番（北島 正君） では、くどいようですが、職員は前例をつくることはできないんですけれども、村長とか、例えば政治家というのは前例をつくるということが仕事だと思いますんで、何とか前向きに、これから本当にだんだん過疎化になってくるし、共同墓地を運営するという集落も大変だと思うんですね。だんだん残って、その部落に残る人が少ないわけですから、いきなり負担しろといってもなかなか大変な状況なので、そういう点を考えれば、せめて2分の1だけでもいいとか、そういうふうな単独の要綱をつくって対処をお願いできないかと思うんですが、よろしくお願ひしますが、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今後、やっぱり温暖化の影響もありまして、大雨、こういうような災害というのは毎年続くかと思っておりますので、総合的な判断をしながら検討してまいりたいというようなことで、今

の時点では、もうこれ以上の答弁はなかなか多分厳しいので、議員にもご理解をいただきながら検討させていただくというようなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 先ほど、村長から災害についての補助金というか、個人の負担金の関係なんですけれども、大規模災害の方はなるべく負担をさせない、いろんな激甚災害とかそういうあれがあるからできるとかという、どこからどうこうでちょっと納得できないところもあるんですけれども、小規模は5万程度の負担がかかるとか、大規模は負担がなるべく容易でないから負担のかからないような体制を持っていきたいという説明だとは思ったんですけれども、何で小規模は負担がかかるんですかね、同じ災害でも。その災害がまるっきり該当が違うから負担をしていただきたいという答弁なのか、そこら辺の中身をもうちょっと詳しく説明をお願いできないかと思います。

大規模は負担はなるべくはさせたくない、小規模は13万とか幾らだったらば5万程度負担費がかかるとかって、そういうやつだと、同じ台風の被害で同じ時期に起こった災害ですかね。だから、そういうふうに割り振りしちゃうとなかなか説明のしようがないでしょう。何で大きい人ばかりお金がかからないで、小さい人ばかりお金がかかるんだと。だから、そういうことでは、なかなか村民に対して説明も難しい。私らではちょっと難しいような気がするんですよね。だから、わかるような、なぜだという説明をお願いしたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も、議員がおっしゃるように疑問に思っていた点なんでございますが、東日本大震災のときの災害も、大規模災害の場合には国の補助が出て、それも実施しました。それで、そのときには、13万以上40万未満については、半分受益者負担というようなことで、農地のほうの復旧工事をやってまいりました。

今回は、激甚災害の指定を受けたというようなことでございます。小規模災害については、国も県も、全く補助金というのは出ないんです。単独でやる方法をとるしかないので、村で上限40万というような中では、村でも、じゃ、半分は負担しましょうと、受益者に半分を負担していただきましょうと。どこからもその補助がないんです。大規模に関しては、国のほうでそこまでの指定を受けて出せるというようなことでございますので、今、議員がおっしゃる、なかなか納得しづらい部分があるんですが、今回は激甚災害の指定を受けたので、起債で率のいいものを借りると、国のほうで76%か……74%。それで、26%が受益者負担というようなことになってくるんですが、これまでの村の慣例も持ってきて、26%の半分は、村

でじゃ持ちましょうというようなことで、13%というようなことで、今回は進めるというようなことでございますので、これについてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 内容的には説明はわかるんですけども、ただ、私が言いたいのは、村民はやっぱりなかなかね、それに対して東日本大震災のときにはそうだったから今回もそうですよと言われても、こんな激甚の指定を受けて、大規模だけが、何というんですかね、負担が少なくて済むというような流れみたいに聞こえますから、だから、確かにこの前の震災の調査を見たとき、規模が小さいところは合算して大きくすればいいんじゃないですかね。小さいところは合算して、ここの範囲まではこれで、何百、150万とかかかるとか200万かかるとかって、ある程度、一カ所一カ所って、やっぱりそういう起債で申請しなきゃならないんですか。だから、例えば近くだったら、隣同士だったら一つに合わせるとかって、こういうふうにもいろんなやり方があると思うんですよ。負担のかからないように。それができるかできないのか、ちょっとお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員が今、話したように、私もなるべくまとめてやるように話していますが、ここにもやっぱり基準があるんです。半径150メートル以内というような基準がありますので、そこにのっとりながら、なるべく負担のかからないようなことで、今、建設課、あとはチームを組んで、職員一丸となってその取り組みをしているところでございますので、何とか頑張っ

てやっていますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） なるべく村民の方には負担のかからないように、大盤振る舞いではないんですけども、面積をちょっと鉛筆をなめたり何だりできますから、うまくやっただいて、ひとつ負担の少ないように努力していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） よろしいですか。いいかい。駄目ならやめるけれども。いい。

○議長（廣瀬和吉君） いいです。

○6番（揚妻一男君） ちょっと話聞いていたら、何だかこんがらがっちゃってわからなくなってきたんですが、激甚災害は40万以上は激甚災害になるわけ。それで、事業になるわけ。

13万以上40万は、村と個人でやるというように今、話が聞こえるんですが、その辺どうなのかと、それと、あれですね、査定ですね、災害の査定。特に細かいもの、でっかいのは当然、国・県入るからきちんとした見積もり、請求が必要なんでしょうけれども、40万以下の場合には、この見積もり出すのには査定というか、村がやるんですか、個人で業者に頼んで見積もり出してもらいますか。その辺、どういうことになっているんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、災害になったということがまず一点で、そこから補助率、そういったもののかさ上げといたしますか、そういったものが、激甚災害になりますと、通常の割合より補助率が高くなっていくというふうな内容でございます。それで今、お話ありました40万につきましては、こちらはあくまでも小災害の規定の中での工事費というふうなことで、こちらのほうの工事費につきましては、基本的には総合単価というものを使いまして算出します。それで……

〔「聞こえない、でっかい声で」の声あり〕

○建設課長（内山晴路君） 災害に関しましては、総合単価というものを使いまして、そちらにおいて工事価格を算出いたします。それで、その工事につきましては村のほうで発注したいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 査定は。見積もり。見積もり言ったか。

○建設課長（内山晴路君） 積算につきましては、村のほうで積算いたします。

〔発言する声あり〕

○建設課長（内山晴路君） 積算につきましても、村が実施主体となりまして実施するというところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ということは、小規模については村のほうで申請があったものを一つ一つ全部見て、積算して幾らかかるかと、13万以上40万未満だということにおいて補助を出すということですね。その補助は、まだはっきり決まっていないの。補正予算組んだんだから、それなりの、何と言うんでしょうか、確認は終わっているんだと思うんですが、ここで金額がはっきりしていないということは、村民にも教えることができないですよ。補正予算先ありきで、まだそっちのほうをやっていないというのはちょっとおかしいと思うんですが、さっきから一つもどこまで出すかわかんないということは、まだ村民に知らせることもできないというような状況にあるのかなと思って。

ただ、私たちが言われるのは、こういう小規模なんですけれども、小規模なやつは、どれだけ村で出してくれるんだか、それとも、うちは該当になっているんだかなってないんだ

か、それすらまだわかんないんでしょう。だから、その辺は早くしてくれて、あなたたちは該当しますよ、あなたのところは該当しませんから自分で直してくださいということをはっきり伝えないと、困るんじゃないですか。そして早く、あなたはさっきの話では26%村と半分にするとかっていうけども、あとの74は国から、県から来るんですか。なんか、26%のうち13%は負担してもらおうとかなんとかというような話でしたけれども。なんか、激甚災害のこととなんか話がこんがらがっているような感じなんですけど、その辺、もう少しはっきりわかるように説明してください。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

小規模につきましては、現地の調査は終わっております。今、積算をしているところでございますので、今度、40万未満に関しては、受益者の方に、この例えば農地は幾らかかりますよと、これを今度は、そのくらいだったら自分でやりますよというところは自分でやっていただいて、いや、それはできないから村でお願いしますと、その希望を今後はとってまわりたいと思います。

それについて、先ほど言ったように、激甚災害を指定を受けたので、率のいい起債が該当になるというようなことで、起債の部分では、先ほど言ったように74%、26%の半分、13%の負担金をいただきながら、村が主体になって、ある程度数をまとめて、その改修、復旧工事ができるように進めていくというような、今、方向性を持っております。あとは、何せ個人の農地なものですから、やる、やらないは個人の方で判断をしていただいて、村は、あとお願いしますと、やるというようなことであれば、まとめて村が実施するというような、今、方向で考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 確認ですが、結局、激甚災害の指定を受けたから起債が起こせるということで、その起債を使ってその小規模の事業をやると。それで、その74%については、国から交付が来るということですね。それで、26%については、村と個人で13%分持とうということであるということですね。

そして、全てあれですか、積算についてはもう全て終わっていると。申し出があった人だけなんですか。全部、申し出のしない人はいないんですね、もう。全て、今回の被害に遭ったから、村民の方みんな被害に遭ったという方は村のほうにもう全て申し出ているということなんですか。その辺もきちんとしておかないと、災害に遭った方は申し出てくださいというような、そういった、別に広報があったわけではないと思うんですけども、そこをきちんとやはり村民に言うておかないと、もらう人はもらって、私はもらえなかったということ

にもなるから、そういった広報も大事じゃないかと思うんですが、その辺どうなっていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

行政区長を通じて、この災害の箇所、いついつまでに役場に上げてくださいというようなことで通知はしていますので、今後、多少漏れたとしても、起債の部分で今、積算をしているので、1件当たり最高額で見えていますので、そこの取りこぼしのないような方向で進めろというようなことで、私も指示をしているところがございますので、対応はしっかりとやってまいりたいと考えております。

○6番（揚妻一男君） はい、わかりました。

○議長（廣瀬和吉君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第3号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

○建設課長（内山晴路君） 議案第3号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,707万4,000円とする。

令和元年11月11日提出、天栄村長、添田勝幸。

13ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額160万円。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額160万円。

11節の需用費でございますが、こちら修繕費、施設修繕費としまして160万を計上しております。こちら広戸第2処理場が浸水によりまして、処理場内で使用いたしますエンジンポンプが壊れたことによりまして、その修繕費ということで計上しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） ちょっとささいなことでも聞きたいんですけども、クリーニング費とかそういうやつというのは計上はしないんですか、今回は。なんか水かぶればクリーニングすっぺな。そういうやつとかというのは見てなかった、ポンプだけですか、大丈夫なのは。ちょっとお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

施設内のクリーニング等に関しましては、今回の費用の中には盛り込ませていただいております。また、設備関係につきましても、修繕の必要なものにつきましては、その中で盛り込んでいるような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） そうすると、それはもう管理委託費の中に入っていくということで考えてよろしいですね。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 維持管理につきましても、現計予算の中で対応していきたいと考

えております。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今の関連質問なんですけれども、これ、冠水したというんだから、来年だってあり得る話ですよ。これ、予防策というのはやってないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

浸水等の対策につきましては、今後、検討を図っていく必要はあると考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、早めにやっておかないと、毎年毎年冠水してあれだなんてなるんですから、予防策を早く計画して予算計上してやっておかないと、これまずいと思うんですけれども。毎年毎年考えたら、10年たったら1,600万円になりますよ、これ。だから、そのためにも予防策をやらないと、ただ冠水したから、これきれいにしました、どうですかと言ったって、また来年同じく来たら大変ですよ。予防策は俺、大切だと思うんですよ。毎年毎年お金かかりますよ。よろしくをお願いします。

終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） 申し上げます。

令和元年11月11日招集の令和元年第2回天栄村議会臨時会の会議に付託された事件は、全て終了いたしました。

これをもって令和元年第2回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 1月27日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 熊 田 喜 八

署 名 議 員 後 藤 修

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	財産の取得に関し議決を求めることについて	11月11日	原案可決
2号	令和元年度天栄村一般会計補正予算について	11月11日	原案可決
3号	令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	11月11日	原案可決